

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成22年4月26日認可した。

平成22年6月4日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名
仲南町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (ため池整備事業) 井倉池地区
”	単独県費補助土地改良事業 (ため池整備事業) カイガケ池地区
”	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 金竹地区
”	単独県費補助土地改良事業 (ため池整備事業) 糸池西中池地区
”	単独県費補助土地改良事業 (ため池整備事業) 鍛冶屋敷池地区